

○一部事務組合下田メディカルセンター人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成 28 年 2 月 25 日

一部事務組合下田メディカルセンター条例第 3 号

改正 令和 2 年 2 月 19 日一部事務組合下田メディカルセンター条例第 3 号

改正 令和 5 年 2 月 14 日一部事務組合下田メディカルセンター条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の時期)

第 2 条 管理者は、毎年 11 月末までに前年度における人事行政の運営の状況を公表しなければならない。

(公表事項)

第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、管理者が公表しなければならない事項は、一部事務組合下田メディカルセンター職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業に関する状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) その他管理者が必要と認める事項

(公表の方法)

第 4 条 第 2 条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 組合及び組合を組織する市町の掲示場に掲示し、又は閲覧所を設けて公衆の閲覧に供する方法

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月19日一部事務組合下田メディカルセンター条例第3号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月14日一部事務組合下田メディカルセンター条例第3号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。